

建設局直営作業等安全対策委員会設置要綱

制定 平成 29 年 4 月 1 日
最新改訂 令和 7 年 9 月 1 日

(設置)

第 1 条 建設局において発生した保有車両に関する交通事故（自損事故を含む。）及び直営作業中に発生した事故（交通事故を除く）並びに管理瑕疵により発生した事故（以下、「事故等」という。）について、調査及び再発防止対策等について審議、決定するため建設局直営作業等安全対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項を審議、決定する。

- (1) 事故等発生状況の調査、発生原因の究明
- (2) 再発防止対策
- (3) その他、事故等の処理方針に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は委員長、副委員長、及び別途定める委員（別表 1）で組織する。

2 委員長は理事（技術・事業所担当）とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会議を総括する。委員長が出席できない場合は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第 5 条 委員会は定例開催（年 1 回）のほか、必要に応じ委員長が隨時委員を招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見

等を聞くことができる。

- 3 委員会は、委員定数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは、委員長が決定する。

(部会の設置)

第 6 条 第 2 条に掲げる事項に関する審議、及び速やかな事故等の情報共有、当面の再発防止策の検討と周知を行うことを目的に「道路・河川部会」「渡船部会」「公園部会」「下水道部会」(以下、「部会」という。) を置く。

- 2 別途定める重大な事故(別表 2)が発生したものを除いて、部会で審議、決定することができる。
- 3 前項で審議、決定した結果は、四半期ごとに委員会に報告する。
- 4 部会の運営については、別途部会運営細則を定める。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、企画部工務課に置く。

(施行の細則)

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は委員長が定める。

附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する

附則 この要綱は、令和元年 5 月 21 日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 10 月 26 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1

【安全対策委員会】	
委 員 長	理事（技術・事業所担当）
副 委 員 長	理事（事務）
委 員 (15)	総務部長、管財担当部長、工務担当部長、道路河川部長、下水道部長、公園緑化部長、道路公園・下水道設備担当部長、下水道資源循環担当部長、東部方面管理事務所長、西部方面管理事務所長、南部方面管理事務所長、北部方面管理事務所長、臨港方面管理事務所長、淀川左岸線2期建設事務所長、臨海地域事業調整担当部長

別表2

部会名	重大な事故の定義
道路・河川部会	<p>本市に瑕疵があり、次のいずれかに該当する事象を「重大な事故」と定義する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事故により、本市職員以外の方が死亡または入院された事象が発生した場合 ② 本市の法令違反（道路交通法違反）により事象が発生した場合 ③ 幹線道路（国道、府道、主要市道）等での通行止め若しくは渡船運航中止等の運航障害を発生させ市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合 ④ 鉄道、軌道等公共交通の運行に遅延、運休を生じさせ、市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合 ⑤ 事故によりガス漏れ、停電、断水等ライフラインを損傷させ、市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合
公園部会	
渡船部会	<ul style="list-style-type: none"> ① 渡船運航に起因した船舶の衝突、乗揚げ、火災、浸水等の発生により、乗客が死亡、行方不明、負傷、または職員が死亡、行方不明になる事象が発生した場合 ただし、渡船運航（船舶）に起因した事象以外の事故等は、道路・河川部会で取り扱うものとする。
下水道部会	<p>本市に瑕疵があり、次のいずれかに該当する事象を「重大な事故」と定義する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事故により、本市職員以外の方が死亡または入院された事象が発生した場合 ② 本市の法令違反（道路交通法違反）により事象が発生した場合 ③ 幹線道路（国道、府道、主要市道）等での通行止め若しくは渡船運航中止等の運航障害を発生させ、市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合 ④ 鉄道、軌道等公共交通の運行に遅延、運休を生じさせ、市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合 ⑤ 事故によりガス漏れ、停電、断水等ライフラインを損傷させ、市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合 ⑥ 管きょ、ポンプ場、下水処理場などの下水処理施設に損害や機能阻害、水質事故などを生じさせ、周辺環境や市民生活に多大な影響を及ぼす事象、または及ぼし得る事象が発生した場合